

○門真市路上喫煙の防止に関する条例

平成31年10月 1 日門真市条例第 2 号

門真市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、路上喫煙の防止について、市、市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第 2 条第 3 号に規定する製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供し得る状態に製造されたもの及び同法第38条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 路上喫煙 道路等（道路等を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した喫煙設備が設けられた場所を除く。）において、たばこを吸う行為及びたばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させる行為をいう。
- (3) 道路等 道路、公園、広場その他の公共の場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、路上喫煙の防止に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、路上喫煙の防止のため、市民等の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民等は、市の路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、路上喫煙を禁止することが必要であると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その区域を告示し、標識の設置又は標示をするものとする。

3 前項の規定は、第1項の規定による指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第6条 市民等は、路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。

(指導及び勧告)

第7条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、路上喫煙の中止その他必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

(過料)

第8条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、1,000円の過料に処する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。